10 足利尊氏自筆書状(小笠原文書)

※三・八の、横四四・二の。○六七一-一七-一-一。一通。

同編『新編信濃史料叢書』 義に仲介した。政務を譲り受けて である。 (一九七五)。 を伝えたものが尊氏書状である。 に対して直義の返事の相異なき旨 を尊氏に伝えた。これが直義書状 地を尊氏に申請し、尊氏は弟の直 兵主社(滋賀県野洲市五条)の替 自筆書状と一連のものである。 年)五月十七日足利尊氏自筆書状 えている。〔参考〕信濃史料刊行 記し死没直前の貞宗の希望をかな との事ハ心やすくおもハれ候」と 貞宗は貞和三年五月二十六日に没 である。これを受け、尊氏が貞宗 は、釈文を掲げた同月日足利直義 御教書をはじめとして、点数は一 越前勝山小笠原家に伝来したものタホッザルターヘッル 護職も勤めた小笠原家の文書で、 地域を中心にして繁栄し、信濃守 いた直義はこれを許可し、その旨 八○余に及ぶ。(貞和三(一三四七) 小笠原文書は、 『信濃史料』五(一九五四)、 尊氏は自筆にて「よろつあ 代々の室町幕府将軍の 信濃中部の松本

候江州兵主社替事、可致其沙汰候、以此旨可なく候へハ、めてたく悦おほえて候、よろつなく候へハ、めてたく悦おほえて候、よろつ小笠原信乃入道殿「田直義自筆書状釈文」を用直義自筆書状釈文」を明直義自筆書状釈文」を明正の本のの事のでは、いいの事のでは、はいいの事のでは、いいの事をいいの事をいいる。

有御披露候、恐惶謹言、

五月十 七日

直義上

(花科真義

中以至了。

10 足利尊氏自筆書状(小笠原文書)